## 処分基準整理票

処分の内容		強制診断等拒否の場合の給付制限			
根拠法令及び条項		国民健康保険法第63条			
処分基準	■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)				
	公表 ■	■ する □ しない (公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)			
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。				
	第六十三 市町村 る者が、	健康保険法 十三条 町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受けが、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若は受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができ			
処 分 基 準 設定年月日		令和6年 3月19日	処 分 基 準 最終変更年月日	令和6年	3月19日
所管部署		健康福祉部国保年金課			
備考					

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。